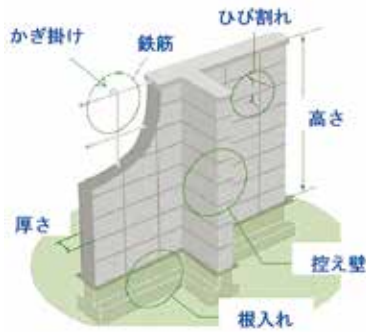


自宅や事業所のブロック塀の安全点検をお願いします

ブロック塀は、大地震時の危険性が指摘されています。ブロック塀の所有者などは、安全点検に努めてください。

- ①塀は高すぎないか＝2.2 m以下
 - ②塀の厚さは十分か＝10cm以上
(塀の高さが2 m超 2.2 m以下の場合は15cm以上)
 - ③控え壁はあるか(高さが1.2 m超の場合)＝塀の長さ3.4 m以下ごとに、控え壁を設置
 - ④基礎があるか＝基礎の根入れ深さは30cm以上(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ⑤塀に傾き、ひび割れはないか
 - ⑥塀に鉄筋が入っているか＝直径9mm以上の鉄筋を、縦横共に80cm間隔以下で配筋し、かぎ掛けをする
- ※外観上、点検が難しい箇所については、専門業者にご相談ください。
問い合わせ＝審査指導課 (559-5119 FAX 559-7400)



「野外焼却・不法投棄に関する相談専用ダイヤル」を8月から開設

野外焼却や不法投棄については環境衛生課で相談を受け付けていますが、より速やかに対応できるよう、8月1日から「相談専用ダイヤル」を開設して、市職員が対応します。

野外焼却・不法投棄に関する相談専用ダイヤル

090-8376-7554

対応日時＝12月29日から1月3日を除く全日
【5月～8月】9時～19時30分 【11～2月】9時～17時30分
【9・10月、3・4月】9時～18時30分
※相談内容によっては、現地に向かい必要な対応を行います。
問い合わせ＝環境衛生課(559-5080 FAX 562-3555)

国民健康保険税に関するお知らせ

【国民健康保険税の納付開始】

30年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。国民健康保険税に加入されている世帯には、世帯主宛てに国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。国民健康保険税は世帯主と国保加入者の前年の所得や人数に応じて、世帯単位で決まります。保険税額と納付方法などをご確認ください。

◆納付方法

①普通徴収(口座振替または納付書による納付)

7月から翌年3月まで毎月の納付です。口座登録のない世帯主へは、別途納付書を送付しますのでご確認ください。また、コンビニエンスストアでも納付可能です。取扱可能な店舗は納付書裏面をご覧ください。

②特別徴収(年金からの天引き)

自動で天引きされるので、手続きの必要はありません。今回の通知で今年度分の天引き額をお知らせします。

◆非自発的失業による保険税の軽減制度

倒産・解雇や雇い止めなどにより離職された人を対象に、保険税が軽減されます。離職日時時点で65歳未満の人が対象で、申請にはハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」が必要です。

◆納付が困難な場合

災害や解雇などによる長期失業など、特別な事情で保険税の納付が著しく困難になった世帯は、申請により減免が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ＝国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)

【国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額証)の更新】

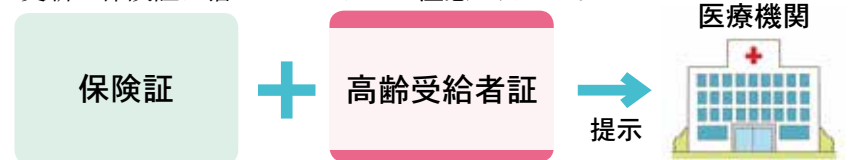
国保加入者における限度額証の更新時期は毎年8月1日です。現在限度額証を持っていて引き続き必要な人は、下記へ申請してください。

【新しい国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)を送付】

国保加入者で70歳以上75歳未満の人へ、7月下旬に高齢受給者証を送付します。8月1日から新しい高齢受給者証をお使いください。

◆高齢受給者証の大きさが「保険証」と同じ大きさになります

8月1日から、高齢受給者証の大きさが、これまでの**はがきサイズ**から**保険証と同じ大きさのカード型**に変わります。また、毎年12月更新の保険証は捨てないよう、ご注意ください。



※医療機関等の窓口では、保険証と高齢受給者証の2枚をご提示ください。

問い合わせ＝国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

【保険料額決定通知書を送付します】

30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を被保険者宛てに、7月中旬に送付します。後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人に保険料をお支払いいただきます。後期高齢者医療保険は、世帯主と加入者の前年の所得により個人単位で決まります。

◆保険料の納付方法

①特別徴収(年金からの天引き)

自動で天引きされるので、手続きの必要はありません。天引き対象となる年金受給額が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えない人が対象です。

②普通徴収(口座振替や納付書での納付)

7月から翌年3月まで毎月の納付です。口座登録がない人には、保険料額決定通知書の5枚目以降に今年度分全ての納付書を添付していますのでご確認ください。

※新たに被保険者となる人や住所を異動した人は、特別徴収の対象となる人でも、一定期間は普通徴収となります。

◆納付が困難な場合

災害や所得の著しい減少、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免や一定期間保険料の徴収の猶予を受けることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ＝保険料額：兵庫県後期高齢者医療広域連合(078-326-2021)
納付方法・納付相談：国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)

【7月下旬に新しい保険証を送付します】

8月1日からお使いいただく後期高齢者医療被保険者証を7月下旬に送付します。負担割合は、所得や世帯構成により1割・3割の2種類があります。なお、保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。

また、現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額証)」をお持ちで、引き続き対象要件を満たす人へは、7月下旬に新しい限度額証を保険証と併せて送付する予定です。なお、30年8月から、適用区分現役並み(下表参照)の一部が新たに限度額証の発行対象となりました。ただし、発行には別途申請が必要です。

問い合わせ＝制度全般について：兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(078-326-2021)、国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)

8月から70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります

世代間負担の公平化を目的に、法改正に基づき30年8月から、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が下記のとおり変わります。なお、70歳未満の人、住民税非課税世帯の人の自己負担限度額は変わりません。

問い合わせ＝国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)

変更点

■現役並み

①課税所得によって3段階に分け、自己負担限度額が変わります。

②外来(個人ごと)の金額が、外来+入院(世帯ごと)と同一負担額になります。

■一般

外来(個人ごと)の限度額が14,000円から18,000円に変わります。

< 30年7月31日まで >

| 適用区分 | 自己負担限度額(月額) | |
|-------------------------|-------------------------------|---|
| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
| 現役並み 課税所得145万円以上の人 | 57,600円 | 80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% [44,400円(※2)] |
| 一般 課税所得145万円未満の人(※1) | 14,000円 (年間上限 144,000円) | 57,600円 [44,400円(※2)] |

< 30年8月1日から >

| 適用区分 | 自己負担限度額(月額) | |
|-------------------------|--|--|
| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
| 現役並み 課税所得690万円以上の人 | 252,600円+(総医療費-842,000円) ×1% [140,100円(※2)] | 80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% [44,400円(※2)] |
| 課税所得380万円以上690万円未満の人 | 167,400円+(総医療費-558,000円) ×1% [93,000円(※2)] | |
| 課税所得145万円以上380万円未満の人 | 80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% [44,400円(※2)] | |
| 一般 課税所得145万円未満の人(※1) | 18,000円 (年間上限 144,000円) | 57,600円 [44,400円(※2)] |

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去1年間で世帯ごとの自己負担限度額を超える負担が3回以上あった場合、4回目以降の限度額